

(仮称) 益田市人権尊重のまちづくり条例 (案)

益田市福祉環境部人権センター

構成・目次

○条例案全文	2
○各条文解説	
前文	7
第1条（目的）	8
第2条（定義）	8
第3条（基本理念）	8
第4条（市の責務）	9
第5条（市民の責務）	9
第6条（事業者の責務）	9
第7条（人権侵害行為の禁止）	9
第8条（人権施策の推進）	10
第9条（年次報告）	10
第10条（相談体制の充実）	10
第11条（益田市人権施策推進審議会の設置）	11
第12条（組織等）	11
第13条（委任）	12
○参考資料（人権に関する条例の制定事例）	14

条例案全文

(仮称) 益田市人権尊重のまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳う世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、我が国においても、基本的人権の保障と法の下での平等を定めた日本国憲法の下、人権尊重社会の実現に向けて積極的な取組が進められてきた。また、女性の人権尊重や児童・高齢者への虐待防止など、それぞれの人権課題に応じた個別の法整備も図られ、近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律等が新たに施行されたところである。

本市においては、これまで、日本国憲法が指し示す人権の尊重とその擁護の思想をより広く、かつ深く全市民に浸透させ、明るく住みよい平和な社会環境を醸成することを目的に、人権尊重都市を宣言するとともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、指針とする益田市人権・同和問題基本計画を策定し、人権教育・啓発に関する取組など人権施策の一層の推進に努めてきた。

しかしながら、今もなお、年齢、障がいや疾病の有無、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条等の事由による差別や偏見は存在しており、最近では、インターネット上での悪質な書き込みや誤った情報の流布による人権侵害など、情報化の進展に伴う新たな課題も生じている。

このような状況の中、誰もが平等で、生き生きとした人生を享受することのできる社会をつくっていくためには、市民一人一人が人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意思を態度や行動に表していく必要がある。

ここに本市は、すべての市民が基本的人権を有する個人として尊重され、互いの個性や多様性を認め合い、支え合うことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりの推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別や偏見の解消に取り組むことにより、市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合い、共に支え合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての市民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、多様な価値観を認め合い、共に支え合う社会を実現することを基本として取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による差別、いじめ、虐待その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(人権施策の推進)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第11条に規定する益田市人権施策推進審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(相談体制の充実)

第10条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制の充実に努めるものとする。

(益田市人権施策推進審議会の設置)

第11条 市長は、次に掲げる事務を行うため、益田市人権施策推進審議会を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、第8条第2項の規定により市が策定する基本計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 第9条の規定による施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、人権尊重のまちづくりに関する市の基本的かつ総合的な施策に係る進捗状況その他の重要事項について調査し、及び審議すること。

(組織等)

第12条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

各条文解説

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳う世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、我が国においても、基本的人権の保障と法の下での平等を定めた日本国憲法の下、人権尊重社会の実現に向けて積極的な取組が進められてきた。また、女性の人権尊重や児童・高齢者への虐待防止など、それぞれの人権課題に応じた個別の法整備も図られ、近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律等が新たに施行されたところである。

本市においては、これまで、日本国憲法が指し示す人権の尊重とその擁護の思想をより広く、かつ深く全市民に浸透させ、明るく住みよい平和な社会環境を醸成することを目的に、人権尊重都市を宣言するとともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、指針とする益田市人権・同和問題基本計画を策定し、人権教育・啓発に関する取組など人権施策の一層の推進に努めてきた。

しかしながら、今もなお、年齢、障がいや疾病の有無、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条等の事由による差別や偏見は存在しており、最近では、インターネット上での悪質な書き込みや誤った情報の流布による人権侵害など、情報化の進展に伴う新たな課題も生じている。

このような状況の中、誰もが平等で、生き生きとした人生を享受することのできる社会をつくっていくためには、市民一人一人が人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意思を態度や行動に表していく必要がある。

ここに本市は、すべての市民が基本的人権を有する個人として尊重され、互いの個性や多様性を認め合い、支え合うことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【趣 旨】

前文では、この条例の背景や趣旨を明らかにしています。

最初に、世界人権宣言の理念に触れ、国及び本市の取組を記載しています。

後半では、現在もなお人権に関する様々な問題が存在するなか、誰もが平等で生き生きとした人生を享受することのできる社会の形成のためには、市民一人一人が人権問題について正しく理解し、差別の解消に向けて行動することが必要であるという認識を示した上で、条例制定への決意を記載しています。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりの推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別や偏見の解消に取り組むことにより、市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合い、共に支え合う社会の実現を図ることを目的とする。

【趣 旨】

本条は、条例の目的を定めたものです。

人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念（第3条）や市、市民、事業者の責務（第4条～第6条）を明らかにし、すべての市民があらゆる差別や偏見の解消に取り組むことにより、一人一人の人権が尊重され、お互いの個性や多様性を認め合い、支え合うことのできる社会の実現を図る旨を記載しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【趣 旨】

本条は、条例における市民及び事業者の用語の定義について定めたものです。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての市民が基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという考えの下、多様な価値観を認め合い、共に支え合う社会を実現することを基本として取り組まなければならない。

【趣 旨】

本条は、条例における基本理念を定めたものです。

人権尊重のまちづくりの推進にあたり、市の実施する人権施策や市民、事業者が行う活動等について、すべての市民が基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの考えの下で、多様な価値観を認め合い、共に支え合うことのできる社会の形成に向け取り組むことを基本とする旨を掲げています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【趣 旨】

人権尊重のまちづくりを推進する上での、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定めています。

第4条では、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めること、必要な人権施策を積極的に推進することを市の責務としています。

第5条では、自らも人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めること、市が実施する人権施策に協力するよう努めることを市民の責務としています。

第6条では、事業活動に関わる従業者の人権意識の高揚を図ること、市が実施する人権施策に協力するよう努めることを事業者の責務としています。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による差別、いじめ、虐待その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

【趣 旨】

本条では、不当な差別をはじめとする人権侵害行為の禁止規定を設け、社会の共通認識となるべき規範として明示しています。

(人権施策の推進)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第11条に規定する益田市人権施策推進審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

【趣 旨】

本条は、人権尊重のまちづくり推進にあたり、市が人権施策を実施するための基本計画を策定すること、計画策定（変更）の際には審議会の意見を聴くこと、また、計画を策定（変更）したときは、これを遅滞なく公表することを定めたものです。

なお、本条例に附則（経過措置）を設け、条例施行時には、現行の「益田市人権・同和問題基本計画」を、本条の規定に基づき策定された基本計画とみなすよう定めることとしています。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

【趣 旨】

本条は、市が、基本計画に基づく人権施策の実施状況を年度ごとに審議会に報告し、市民に公表することを定めたものです。

(相談体制の充実)

第10条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制の充実に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、市が、人権問題や差別事案等に関する相談に応じ、また、その支援を行うための体制の整備・充実に努める旨を定めたものです。

(益田市人権施策推進審議会の設置)

第11条 市長は、次に掲げる事務を行うため、益田市人権施策推進審議会を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、第8条第2項の規定により市が策定する基本計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 第9条の規定による施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。
- (3) 前2号のほか、人権尊重のまちづくりに関する市の基本的かつ総合的な施策に係る進捗状況その他の重要事項について調査し、及び審議すること。

(組織等)

第12条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

【趣 旨】

第11条は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として「益田市人権施策推進審議会」を設置すること、また、当該審議会の役割等について定めたものです。なお、「益田市人権施策推進審議会」については、現行の益田市人権・同和問題解決推進委員会に変わる組織として新たに設置することを想定しておりますが、本条例施行時から益田市人権・同和問題解決推進委員会の現委員の任期が満了する令和7年3月31日までは、この委員会を本条の規定に基づき設置された審議会とみなすよう定めることとしています。

第12条は、「益田市人権施策推進審議会」の組織や運営について定めたものですが、他の審議会の状況等を鑑み、現行の益田市人権・同和問題解決推進委員会の委員の定数及び構成を次のとおり変更することとしています。

○委員の定数（現委員会）25人以内 → （審議会）20人以内

○委員の構成（現委員会）市職員の規定あり → （審議会）市職員の規定を削除

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

【趣 旨】

本条は、この条例に定めるもののほか、条例の施行に際し必要な事項は、市長が規則で定める旨を規定しています。

参考資料

人権に関する条例の制定事例

- ・ 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例
- ・ 大田市人権尊重のまちづくり条例
- ・ 浜田市人権を尊重するまちづくり条例